

社会福祉法人八重桜会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八重桜会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

(1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。

(2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員及び評議員が別表1に定める会に出席したときは、別表1のとおり報酬を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 週平均4日以上または月に18日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により、月額報酬を支払うことができる。

4 役員が本法人事業所外の場所において、業務執行を行った際にも本報酬を支払うことができる。但し、執行した業務内容等について後日理事長に報告を行い、承認を得た業務のみ対象とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員の業務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(評議員選任解任委員の業務報酬等)

第7条 評議員選任解任委員が、評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第8条 役員が法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第9条 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬支払方法)

第10条 各条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から適用する。
この規定は、令和元年6月5日より変更実施する。
この規定は、令和2年6月17日より変更実施する。
この規定は、令和5年6月16日より変更実施する。

別表 1

名 称	報酬	実費弁償費（交通費）
理事会	5,000 円	実費額
評議員会	5,000 円	実費額
評議員選任解任委員会	5,000 円	実費額

別表 2

名称	報酬	実費弁償費（交通費）
理事長	10,000 円	実費額
理事・監事	6,000 円	
監事	（監査業務） 30,000 円	
第三者委員	5,000 円	

別表 3

名称	報酬額	実費弁償額（交通費）
理事長	月額 200,000 円	実費額

別表 4

旅費	宿泊費	出張費	その他
実費	20,000 円	5,000 円	実費額